

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成29年11月2日(2017.11.2)

【公開番号】特開2016-62049(P2016-62049A)

【公開日】平成28年4月25日(2016.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2016-025

【出願番号】特願2014-192238(P2014-192238)

【国際特許分類】

G 03 G 21/16 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/00 5 5 4

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月21日(2017.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像形成装置において、

装置本体と、

カートリッジを支持した状態で、前記装置本体の内部と外部の間を移動するカートリッジ支持部材と、

前記カートリッジ支持部材が前記装置本体の内部と外部の間を移動する際に通過する装置本体に設けられた開口部と、

前記開口部を開閉する開閉部材と、

前記開閉部材の移動と前記カートリッジ支持部材の移動を連動させ、前記カートリッジ支持部材が前記装置本体の内部にあり、前記開閉部材が開いた際には前記カートリッジ支持部材を第1位置に移動させ、前記開閉部材が閉じた際には前記カートリッジ支持部材を前記第1位置と異なる第2位置へ移動させる連動機構と、

前記連動機構が前記開閉部材と前記カートリッジ支持部材を連動している状態で、前記装置本体の外部にある前記カートリッジ支持部材を係止することで前記カートリッジ支持部材が前記装置本体から取り外されるのを抑える係止部と、

を有し、

前記連動機構による前記カートリッジ支持部材と前記開閉部材の連動が解除されている間、前記係止部による前記カートリッジ支持部材の係止を解除して、前記カートリッジ支持部材を前記装置本体から取り外し可能であることを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記カートリッジ支持部材が前記第1の位置と前記第2の位置の間を移動する方向と、前記カートリッジ支持部材が前記装置本体の内部と外部の間を移動する方向とは、交差していることを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記連動機構は、

前記カートリッジ支持部材を保持して前記カートリッジ支持部材が前記装置本体の内部と外部の間を移動するのをガイドする保持部材を有し、

前記開閉部材と前記保持部材との連結を解除することで、前記開閉部材と前記カートリッジ支持部材の連動が解除されることを特徴とする請求項1または2に記載の画像形成装

置。

【請求項 4】

前記連動機構は前記開閉部材に係合された移動部材を有し、前記移動部材と前記開閉部材との係合を解除することで、前記カートリッジ支持部材と前記開閉部材の連動が解除されることを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の画像形成装置。

【請求項 5】

前記連動機構は、前記カートリッジ支持部材を保持して前記カートリッジ支持部材が前記装置本体の内部と外部の間を移動するのをガイドする保持部材を有し、

前記移動部材は前記保持部材と係合していることを特徴とする請求項 4 に記載の画像形成装置。

【請求項 6】

前記画像形成装置はベルト部材を有し、

前記カートリッジ支持部材が前記カートリッジを支持した状態で、前記第 1 位置から前記第 2 位置に移動すると、前記カートリッジに設けられた感光体は前記ベルト部材から離れていた状態から接触した状態に変わることを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載の画像形成装置。

【請求項 7】

前記装置本体は、前記カートリッジを画像形成可能な位置に保持する位置決め部を備え、

前記カートリッジ支持部材が前記カートリッジを支持した状態で、前記第 1 位置から前記第 2 位置に移動すると、前記カートリッジは前記位置決め部と離れていた状態から、前記位置決め部に保持された状態に変わることを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 項に記載の画像形成装置。

【請求項 8】

前記カートリッジ支持部材は、前記カートリッジを複数支持することを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の画像形成装置。

【請求項 9】

前記カートリッジ支持部材は前記第 1 位置から下方に移動することで前記第 2 位置へ移動することを特徴とする請求項 1 乃至 8 のいずれか一項に記載の画像形成装置。

【請求項 10】

前記カートリッジ支持部材は前記第 2 位置にある時よりも更に下方の位置へ移動することで前記係止部による前記カートリッジ支持部材の係止を解除することを特徴とする請求項 1 乃至 9 のいずれか一項に記載の画像形成装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

前述の目的を達成するため、本出願に係る電子写真画像形成装置の代表的な構成は、画像形成装置において、

装置本体と、

カートリッジを支持した状態で、前記装置本体の内部と外部の間を移動するカートリッジ支持部材と、

前記カートリッジ支持部材が前記装置本体の内部と外部の間を移動する際に通過する装置本体に設けられた開口部と、

前記開口部を開閉する開閉部材と、

前記開閉部材の移動と前記カートリッジ支持部材の移動を連動させ、前記カートリッジ支持部材が前記装置本体の内部にあり、前記開閉部材が開いた際には前記カートリッジ支持部材を第 1 位置に移動させ、前記開閉部材が閉じた際には前記カートリッジ支持部材を

前記第1位置と異なる第2位置へ移動させる連動機構と、

前記連動機構が前記開閉部材と前記カートリッジ支持部材を連動している状態で、前記装置本体の外部にある前記カートリッジ支持部材を係止することで前記カートリッジ支持部材が前記装置本体から取り外されるのを抑える係止部と、
を有し、

前記連動機構による前記カートリッジ支持部材と前記開閉部材の連動が解除されている間、前記係止部による前記カートリッジ支持部材の係止を解除して、前記カートリッジ支持部材を前記装置本体から取り外し可能であることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図10】

